

歯周病検診を受診しましょう

令和7年度の歯周病検診を実施しています。

○実施期間

令和7年5月～令和8年3月

○対象者

20歳以上の町民

(令和8年3月31日現在)

○場所

町内の歯科医院
児島歯科医院

☎(86) 1266

・平尾診療所(歯科)

☎(88) 3600

*事前に予約をしてください。

○検診内容

むし歯の有無・歯ぐきの状態
の確認・歯科指導・歯科相談

○費用

無料(年1回まで)

問い合わせ先

役場町民保健課保健予防係

☎(86) 1157「直通」



歯の表彰者を募集します

令和7年度歯の表彰の対象者(過去に町の歯の表彰を受けていない人)を募集します。(自薦・他薦は問いません)

○対象者

①今年度中に70歳(昭和30年4月1日～昭和31年3月31日生まれ)になり自分の歯が24本以上あるかた

②今年度中に80歳(昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれ)になり自分の歯が20本以上あるかた

③70歳以上で①・②の表彰を受けていないかた

※①～③について本人または家族が該当する場合は、10月31日(金)までにご連絡ください。

問い合わせ先

役場町民保健課保健予防係

☎(86) 1157「直通」

○表彰条件の確認

・今年度の歯周病検診受診済みのかたは受診結果で確認します。歯周病検診を受けていないかたはこの機会に受診しましょう。

・1年以内に歯科受診をしていないかたは、改めて対象となるかを確認します。詳細は問い合わせください。

○表彰日

12月7日(日)

○募集期限

10月31日(金)



ストップ不法投棄

県では、産業廃棄物の不法投棄などの根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。

期間中は、不法投棄防止の啓発活動や不法投棄防止パトロールなどを強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です。(5年以下の懲役、1千万円以下の罰金又はこの併科)この機会に一人ひとりが「不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

問い合わせ先

県廃棄物・リサイクル対策課

☎099(286)3810

役場介護環境課環境衛生係

☎(86) 1153「直通」

